

2月 東京 ビジネス・ロー・スクールのご案内

特許・著作権・ノウハウ等 知的財産権ライセンス契約の実務基本講座

★関連諸法(特許法・不正競争防止法・独占禁止法)の改正に対応!

主催 株式会社 商事法務

開催の要領

■講師 石田英遠 弁護士・一橋大学教授
城山康文 弁護士・弁理士

■日時 2010年2月2日(火)・3日(水)
各午後1時～5時
(計8時間)

■会場 株式会社 商事法務 3階 会議室
(東京都中央区日本橋茅場町3-9-10)

■受講料 39,900円(1名分,税込)
■同一の受講申込書にて1社2人以上申込の場合,2人目から2,100円引きといたします。
■講義資料・レジュメのみの販売はいたしません。

■定員 40名(申込順)

※会場での録音・撮影,パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。

くわしくは、裏面申込要領をご覧ください。

開講の趣旨

▶プロパテントの強かった米国に比べて数段遅れていたわが国の知的財産権の保護は、近年、相次ぐ特許法や著作権法等の関連法の改正や知財高裁の設置などに見られるようにドラマティックに強められてきた。

▶その中でも、特許権、著作権、商標権、ノウハウなどをいかにうまく使い又は使わせていくかということが、ビジネスに関し最大の関心事となってきた。とりわけ、近時、技術標準に関するFRAND条項などが注目を浴びている。また関連の訴訟の数も急激に増大してきている。このようにライセンス契約の重要性は、一歩誤れば、ビジネスの命運を左右しかねない状況にある。

▶ライセンス契約には、従来からの特許等の産業財産権に基づくもの、著作権に基づく近時のソフトウェアに関するもの、そしてノウハウに関するもの等に分けられよう。本講座では、このように実務上重大性を持つライセンス契約を、実務的観点から、契約上の各条項を一般的に説明し、特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等に基づき、さらに留意すべき点を詳細に説明した上、知的財産権の行使に関し、独禁法上の制限に関するガイドライン及び排除型私的独占の影響について説明するものである。

<東京>

受講申込書

株式会社 商事法務 御中

FAX 03-3664-8843

年 月 日

(2/2・3)「特許・著作権・ノウハウ等知的財産権ライセンス契約の実務基本講座」(39,900円1名分)(但し 名分)

社名	〒 ()	部				
業種	FAX ()	受				
住所	(郵便番号)	講				
※講義の参考のためご記入下さい。		者				
・年齢 歳		部・	法	04	業	
・入社後 年	・実務経験 年	コ	コ	コ	コ	
貴社の社員教育担当部課をお教え下さい。()						

主要講義項目

1. 我が国経済におけるライセンス契約の意味
 - (1) ビジネスのソフト化・情報化・サービス化・国際化・ボーダレス化の急激な進展
 - (2) 知的財産権の保護(プロパテント)への再認識
 - (3) 知的財産権の実施(ライセンス契約)の重要性——技術援助, 合弁, 技術譲渡(プラント輸出), 共同研究開発, 紛争予防契約, 下請契約, フランチャイズ等
 2. 特許権, 著作権, ノウハウ等の違い
 - (1) 特許権, 著作権, 不正競争防止法等の近年の重大改正
 - (2) 特許権
 - (3) 著作権
 - (4) ノウハウ
 - (5) 商標権
 - (6) 並行輸入
 3. ライセンス契約の一般条項(文例及び事例)
——まず秘密保持契約の締結から入ることが多い
 - (1) ライセンス契約を締結する目的
 - (2) 当事者の確定/職務発明
 - (3) ライセンス契約の対象の特定/研究・開発・製造・販売
 - (4) 独占・非独占・テリトリー・サブライセンス
 - (5) 改良技術の帰属(グラントバック)
 - (6) 商標の使用
 - (7) 対価の形態
 - (8) 数量(金額)保証/販売促進
 - (9) 特定の材料の使用
 - (10) 守秘義務/リバースエンジニアリングの禁止/退職従業員の問題
 - (11) 競合禁止/不競争義務(著作人格権)
 - (12) 保証及び責任/PL責任
 - (13) 第三者による侵害
 - (14) 不可抗力
 - (15) 契約期間/契約の終了
 - (16) ライセンス対象の返還/終了後のノウハウに関する秘密保持義務/製品の処分
 - (17) 損害賠償の範囲
 - (18) 準拠法及び仲裁地(裁判地)
 - (19) その他の条項
4. 上記3に関して特許権, 著作権, ノウハウ等の相異に応じた留意点
 5. 独占禁止法による知的財産権の行使に対する制限
 - (1) 強化された独占禁止法
 - (2) 特許ノウハウガイドラインによる制限の趣旨と範囲
 - (3) 私的独占・カルテル(Cross License, Patent Poolなど)
 - (4) 排除型私的独占への課徴金の導入に伴う影響
 - (5) 不公正な取引方法による制限
 - (6) ソフトウェアに対するガイドライン
 - (7) 各種事例の紹介

●講師のプロフィール●

石田 英 遠 (いしだ ひでと お)

〔略歴〕1976年東京大学法学部卒業, 司法試験合格, 1978~1984年公正取引委員会特別審査専門官, 1989年米國ハーバード・ロースクール卒業・ニューヨーク州司法試験合格, 1989~1990年ワシントンD.C.等の米國法律事務所勤務, 1995~1999年東京大学大学院講師, 2004年から一橋大学大学院講師・教授。現在, アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー(電話:03-6888-1037)。
〔著書等〕独禁政策強化の波を乗り切る(中央経済社), The Problem of Keiretsu (Edward Elgar出版「Japan Volume II」所収), Japanese Competition Law and Intellectual Property (論文集「Antitrust and Intellectual Property」, ABA Section of Antitrust Law), 専門性を有する米國陪審裁判への対処方法(NBL507号), 知的財産権に関する米國独禁法ガイドラインの概要(NBL570号), その他論文多数。

城 山 康 文 (しろやま やすふみ)

〔略歴〕1992年東京大学法学部卒業, 1994年司法研修所修了・弁護士登録, 1997年中国北京にて研修, 1998年米國カリフォルニア大学デービス校ロースクール修士。現在アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー(電話:03-6888-1060), 東京大学法科大学院講師。知的財産(IP)ならびに情報技術(IT)に関する紛争処理や取引の分野を中心に活動, 論文多数。

お 申 込 要 領

- 受講のお申込は, 所定の「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ, 下記申込先に郵送又はFAXにてご送信下さい。折り返し請求書・受講票, 振込用紙をご送付します。
- 受講料は, 講座開講日の3日前までに, お振込み下さい。尚, ご送金が遅れる場合は申込書にその旨お書き添え下さい。又, 特にお申出のない限り郵便局又は銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。
- 受講料の払い戻しはいたしませんので, ご都合の悪い場合は, 代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町ブロードスクエア3階)
株式会社 商事法務 ビジネス・ロー・スクール FAX 03(3664)8843(専用)
※FAXによるお申込は, 申込書を切り離さずにご送信下さい。
- 問合せ先 電話 03(5614)5650(ダイヤルイン)
- 振込先 <銀行> みずほ銀行銀座支店 口座番号 当座預金 (0132139)
口座・加入者名 株式会社 商事法務
※「振込手数料」は, ご負担下さいますようお願いいたします。
- 講師が受講者リストを持ち帰ることがありますので, 受講のお申込は, その点をご了承のうえ行って下さい。